

第11号議案

芦屋市条例の読点の表記を改める条例の制定について

芦屋市条例の読点の表記を改める条例を別紙のように定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、本市の条例に用いられている読点の表記を一括して改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市条例の読点の表記を改める条例

この条例の施行の際現に公布されている芦屋市条例において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市条例の読点の表記を改める条例制定要綱

1 制定の趣旨

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、本市の条例に用いられている読点の表記を一括して改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

この条例の施行の際現に公布されている芦屋市条例において読点として表記する「,」を「、」に改める。

3 施行期日

令和5年4月1日

本市条例における読点表記について

1 令和 4 年 4 月 1 日前

すべての条例において、読点として「,」（コンマ）を使用



2 令和 4 年 4 月 1 日の本市公文書における読点の表記改定に伴う対応

R 4 . 4 . 1 以後に公布された条例		R 4 . 4 . 1 前に公布された条例（※1）
新規制定条例の場合	※1 の一部改正条例の場合	
「,」（テン）を使用	施行時に※1 の本則又は制定附則の一部として溶け込む部分は「,」（コンマ）を、それ以外は「,」（テン）を使用	「,」（コンマ）を引続き使用



3 この条例による令和 5 年 4 月 1 日以後の表記

R 5 . 4 . 1 後に公布する条例		R 5 . 4 . 1 時点で公布されている条例（※2）
新規制定条例の場合	※2 の一部改正条例の場合	
「,」（テン）を使用	「,」（テン）を使用	「,」（コンマ）を使用しているものは、すべて「,」（テン）に改められる。